

# 社団法人 人工知能学会設立趣意書

1990年6月29日

頭脳の働きに代わる機械が欲しいという人類の夢は、大量の数値データに対して複雑な計算を高速に行うという面では、電子計算機により実現された。現在の情報処理技術はこの意味においては、人間の能力をはるかに越えたものといえるが、一方、思考という本質的な面では、全くといっていいほど無力である。人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。

それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない。即ち、現在の計算機のように複雑なプログラムを人間が書き、それを逐次計算するのではなくて、人間が問題を自然語で与えるだけで、そのモデル化や解探索を一挙に行うことのできる仕組みを目指している。このため、単に計算機科学、数学、電子工学といった学問分野だけではなく、哲学、論理学、言語学、認知科学、生理学、生物学といった広範な学問分野との深い交流が不可欠である。人工知能は諸学問に共通な発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うものであり、最近独自の学問分野として広く重視されるに到っている。

人工知能の応用としては、知識の活用を中心とする知識工学が提唱され、その適用の1つとして専門家の経験的、技術的知識を電子計算機に移植し、活用しようとするエキスパートシステムが計画、設計、診断、監視、制御など、産業、金融界に広く普及しつつある。例えば、計算機システムの機器構成決定、新材料設計、生産プラントの故障診断や制御、金融資産の運用、企業経営診断、医療診断などがある。さらに、自然言語、画像、図形などの認識や理解、また、学習といった分野へとその対象はますます広がりを見せている。例えば、機械翻訳、指紋印鑑照合、設備最適運転条件設定などをあげることができる。

人工知能が本格的に発展した折には、あらゆる機械が知能を持つという、全く新たな社会をもたらすものと思われる。すでに、学会や産業界に属する人工知能研究者の幅は広く、層が厚くなってきたため、その組織化の必要性が強く認識されている。また、この学問が情報処理工学、通信工学、システム制御工学、精密工学などとも関連して、本質的に学際的事業であることにかんがみ、同じ研究分野を分けもつ諸学会、諸団体の合同研究活動を促進するための中心的役割を果たすものとして、人工知能に関する新組織を構成する要望が強く打ち出されている。

当人工知能学会は、1986年7月設立以来、すでに4年の歳月を経過した。発足当初は、人工知能が新しい境界領域の学術であったこともあって、会の運営上多くの課題もあったが、学会誌の定期刊行、研究発表のための大会、各種の研究会ならびに内外の学識者によるセミナーの開催、人工知能に関する国際間の交流等の活動を通じて、国内的にも国際的にも相当高い評価を受けている。学会自体の構成も大きくなって、会員数4,000名を数えるにいたった。当学会の活動が活発化するに及んで、国内において他の団体との関係も密接となり、国際的な連携も多く、30カ国以上の加盟する国際合同人工知能会議の主要メンバーとして活躍しているほか、数々の国際会議の協賛団体として国際的にも知名度が上がっている。

本年11月には、わが国でも当学会の主催する国際会議を開催する運びになった。このような時にあたり、今後の飛躍的な発展を期するために、当学会の在り方を検討してきたが、先ず当学会を法人格をもつ団体、即ち社団法人に改組し、人工知能に関する理論と応用の研究開発により一層の貢献をしようとするものである。

# 社団法人 人工知能学会定款

1990年6月29日 制定

1999年12月8日 改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人人工知能学会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を、東京都新宿区津久戸町4 - 7 OSビル内に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会、学術講演会、講習会等の開催
- (2) 学会誌、英文誌その他の刊行物の発行
- (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (4) 研究及び調査
- (5) 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (2) 学 生 会 員 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
  - (3) 賛 助 会 員 この法人の事業を援助する個人又は団体
  - (4) 特殊購読会員 この法人の目的に賛同し、この法人の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館等の団体
  - (5) 名 誉 会 員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- 2 正会員のうち、役員と評議員をもって、民法上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければ

ならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 この法人に入会し、会員になろうとする者は、入会金および会費を支払わなければならない。

- 2 入会金及び会費に関する規程は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。
- 3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体である会員が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

#### 第4章 役員、評議員及び職員

(役 員)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上、20名以内(うち会長1名、副会長2名以内)
- (2) 監 事 2名

(役員を選任)

第13条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係のある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、総会の議決し

た事項を処理する。

- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

#### ( 監事の職務 )

第 15 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) この法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会 又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

#### ( 役員任期 )

第 16 条 この法人の役員任期は、2 年とする。ただし、毎年その半数を改選する。

- 2 会長及び副会長を除く役員は、連続 2 期を越えない範囲での再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### ( 役員解任 )

第 17 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事現在数および正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

#### ( 役員報酬 )

第 18 条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

#### ( 評議員 )

第 19 条 この法人には、評議員 60 名以上 100 名以内を置くことができる。

- 2 評議員は、総会において正会員の中から選任する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第 16 条及び第 17 条の規程を準用する。この場合において、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

#### ( 評議員の職務 )

第 20 条 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、この法人の事業の遂行について会長に助言する。

#### ( 職員 )

第 21 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第 5 章 会 議

( 理事会の招集等 )

第 2 2 条 理事会は、毎年 1 0 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 3 0 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

( 理事会の定足数等 )

第 2 3 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 評議員会 )

第 2 4 条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において、出席評議員の互選で定める。

3 評議員会には、前条の規程を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

( 総会の構成 )

第 2 5 条 総会は、社員をもって組織する。

( 総会の招集 )

第 2 6 条 通常総会は、毎年 1 回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、社員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 3 0 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、少なくとも 1 0 日以前に、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

( 総会の議長 )

第 2 7 条 総会の議長は、会議のつど、出席社員の互選で定める。

( 総会の議決事項 )

第 2 8 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

( 総会の定足数等 )

第 2 9 条 総会は、社員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員又は名誉会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、社員である出席者の過半

数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

ただし、正会員及び名誉会員は総会に出席し発言することができる。

( 会員への通知 )

第 30 条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

( 議事録 )

第 31 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第 6 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第 32 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

( 資産の種別 )

第 33 条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

( 資産の管理 )

第 34 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

( 基本財産の処分の制限 )

第 35 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

( 経費の支弁 )

第 36 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

( 事業計画および収支予算 )

第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎年会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第38条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第39条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第40条 第35条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会における理事現在数の4分の3以上の議決及び総会における出席者数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補 則

(書類および帳簿の備付など)

第45条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録

- (5) 資産台帳及び負債台帳
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 理事会、評議員会及び総会の議事に関する書類
  - (8) 処務日誌
  - (9) 官公署往復書類
  - (10) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類および同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

### 付 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人設立当初の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の理事および監事は、第13条の規定にかかわらず次のとおりとする。役員半数の任期は、第16条の規定にかかわらず1年とする。

理 事(会長)	辻 三郎
理 事(副会長)	加藤 康雄
理 事(副会長)	志村 正道
理 事	穠本 能彬
理 事	有川 節夫
理 事	稲垣 康善
理 事	上野 晴樹
理 事	浦野 義頼
理 事	大崎 幹雄
理 事	佐藤 繁
理 事	下村 尚久
理 事	白井 克彦
理 事	諏訪 基
理 事	竹下 亨
理 事	田中 英彦
理 事	田中 穂積
理 事	堂下 修司
理 事	村上 国男
理 事	元田 浩
監 事	三木 弼一
監 事	佐々木浩二

- 4 従来、人工知能学会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。